

受賞おめでとうございます★

心よりお祝い申し上げますとともに、今後益々のご活躍をお祈りいたします。
☆令和3年度佐世保市永年勤続及び教育功労者表彰 関 佳子 先生

～会長便り～

新年あけましておめでとうございます。健やかに新しい年をお迎えのことと思えます。今年もよろしく申し上げます。

年末には来年度診療報酬改定の概要が示されました。診療報酬は+0.43%（うち調剤は+0.08%）その中には「リフィル処方せん（反復利用できる処方せん）の導入・活用促進」による効率化で▲0.10%が見込まれているようです。この導入が正しいのかどうかは何とも言えません。しかし、確実に私達の業務に大きな変化が起きていることは事実です。今後も感染予防対策を講じながらの業務が続きますがどうぞよろしく申し上げます。

～院外処方箋コーナー運営委員会便り～

明けましておめでとうございます。院外処方箋コーナーでは、長引くコロナ禍の中で、感染対策を継続して行いながら、患者様の調剤がスムーズに行われるように、職員一同で日々の業務を行っております。本年も宜しくお願い致します。

今回は、ファクシミリに係るQ&Aをご紹介します。

【Q】ファクシミリにより処方内容が送信されてきた場合は、ファクシミリで受信した日時を処方箋の受付として取り扱うのでしょうか。それとも、実際に患者から処方を受け取った日時を受付と考えるべきでしょうか。

【A】患者から提出された処方箋（原本）を受領した時点の日時をもって、処方箋受付として取り扱います。ファクシミリで電送された処方内容に基づいて行う薬剤の調製などについては、患者もしくは家族などが持参する処方箋（原本）の受領・確認をもって、遡って調剤とみなされること、すなわち、調剤の準備行為として認められることが通知で示されています。

その際、ご質問のように、処方箋受付の日時の取り扱いについて迷ってしまうケースもあるようですが、この解釈通知で示されていることは、その処方箋に係る事前の準備行為を認めているのであって、実際の処方箋受付の日時に関する取り扱いまで遡ることを認めているのではないと理解しています。

例えば、処方箋の有効期間内（保険処方箋の場合は、処方箋の交付日を含めて）

4日間が原則）にファクシミリにより処方内容を受信したとしても、処方箋（原本）を受領・確認できない限り、調剤を完結することはできません。したがって、実際に患者から処方箋（原本）の提出を受けたのが有効期間を過ぎているというケースについては、その処方箋を調剤することはできないと解釈せざるを得ないでしょう。

また、別のケースとして、ファクシミリで処方内容を受信した時間が当該薬局の開局時間外（深夜や休日を含む）であった場合は、どのように考えるべきでしょうか（ファクシミリの受信および処方箋の受領確認の日時は有効期間内であることを前提）。仮に、開局時間外に薬剤の調製などの準備行為を行ったとしても、患者が緊急の調剤を求めたものではなく、翌日の通常の開局時間内に処方箋（原本）を持参したようなケースであれば、時間外加算などの算定対象にはなりません。

以上のようなケースを想定しても明らかなように、処方箋受付の取り扱いについては、あくまでも、処方箋（原本）を受領・確認した日時をもって判断しなければならないということがご理解いただけるのではないのでしょうか。

〈令和2年度保険調剤Q&A（じほう）より抜粋〉

～祝賀会の開催中止について～

毎年2月11日（建国記念日）に開催している「祝賀会」は、新型コロナウイルス感染症の状況から、参加者等の健康面・安全面を最優先すべきであると判断し、今年度の開催も中止することに致しました。ご理解の程よろしく申し上げます。

～長崎県難病連絡協議会北支部・難病研修会開催のお知らせ～

日時：2月19日（土）14：00～ ※オンライン研修会、参加費無料
テーマ：仕事と治療の両立に向けて～当事者と支援者の立場から考える～
内容：①講和「難病患者の就活の現状について」長崎 IBD 友の会 五十嵐聡一氏
②研修会参加者によるグループワーク
申込期限：1月21日（金）、詳細・申込方法は市薬事務所（Tel：24-3833）まで

佐世保市薬剤師会 会務報告【令和3年12月】

2日	佐世保市総合医療センターPAP(薬薬連携勉強会)	オンライン勉強会
3日	医薬分業対策・社会保険合同委員会	薬国保会議室
13日	生涯教育	アルカスさせぼ
15日	常務会	市薬会議室
21日	在宅医療・介護保険委員会	オンライン会議